

令和7年3月14日
生徒指導部

1 目的

- (1) 各競技の専門的な練習を通して競技規則の理解を深め、競技力の向上を図る。
- (2) スポーツとの多様な関わり方を学び生涯にわたって継続してスポーツに親しむ態度を養う。
- (3) 生徒同士や教師との関わりの中で自己肯定感や責任感、連帯感、規範意識を育む。

2 基本方針

- (1) 設置する部活動は青森県高等学校体育連盟、青森県特別支援学校スポーツ連盟に属する競技であることを原則とし、下記に示す部を設置する。
 - ア 陸上競技部
 - イ 卓球部
 - ウ バスケットボール部
 - エ ボッチャ・フライングディスク部
 - オ サッカー・フットソフトボール部
 - カ バレーボール部
- (2) 生徒の部活動への加入は、以下に示す条件に照らし合わせ学級担任等及び生徒指導部が総合的に判断する。
 - ア 主体的に競技力や人間性の向上に努める生徒
 - イ 継続して取り組む意思がある生徒
 - ウ 競技規則を理解し、遵守することができる生徒
 - エ 一斉指示及び集団で行動することができる生徒
 - オ 自力あるいは保護者の送迎で登下校できる生徒
- (3) 生徒が活動へ参加する場合は「入部届」を提出する。
- (4) 各部での活動から離れる場合は「退部届」を提出する。
- (5) 他部へ移籍する際は「退部届」を提出した上で見学を行い、「入部届」を提出する。
- (6) 1年生は体験期間を経てから活動に参加する。

3 活動日及び活動時間

- (1) 活動日は、平日は原則として体育館、グラウンド使用割り当てに従い設定する。休業日に活動することも可とする。活動回数は週1～2回程度とする。
- (2) 水曜日は原則として活動休日とするが、長期休業期間中はこの限りではない。
- (3) 平日の活動時間は原則として15:50～17:50とし、18:00完全下校とする。各部の事情等により活動時間を短縮することもある。
- (4) 悪天候や災害等不測の事態には、活動時間短縮や活動中止の対応をすることがある。
- (5) 休業日及び長期休業期間中の活動は、1日3時間以内とするが、競技会、大会の場合はこの限りではない。

- (6) 練習日は顧問が計画し、生徒・保護者へ通知する。
- (7) 校外での活動（特スポ強化練習会等）に参加する際、顧問は「校外行事等参加許可願」を作成・提出する。参加生徒は「参加承諾書」を提出する。

4 グラウンド、体育館使用割り当て

- (1) 原則として下記の割り当てで使用する。必要に応じて各顧問で調整する。

《夏季》	月	火	水	木	金
陸上競技場	陸上競技	サッカー・フットソフト	活動休日	陸上競技	サッカー・フットソフト
野球場					
体育館（奥）	バレーボール	卓球		バレーボール	卓球
体育館（手前）	バスケットボール	ポッチャ・フライングディスク		バスケットボール	ポッチャ・フライングディスク
3Fホール					

《冬期》	月	火	水	木	金
体育館（奥）	バレーボール	サッカー・フットソフト	活動休日	陸上競技	卓球
体育館（手前）	バスケットボール	ポッチャ・フライングディスク		バスケットボール	サッカー・フットソフト
3Fホール	陸上競技	卓球		バレーボール	
多目的室3					ポッチャ・フライングディスク

5 運営について

- (1) 顧問は各部複数名程度。専門分野等を考慮しつつ、皆で指導、支援にあたる。
- (2) 青森県教育委員会（平成30年12月）策定「運動部活動の指針」に基づき、顧問は年間活動計画及び月間活動計画を作成する。年間活動計画は年度始めに、月間指導計画は翌月分を当月の運営会議までに作成し生徒指導部生徒会活動係部活動担当へ提出、生徒へ配布する。
- (3) 顧問は練習日誌を作成し活動内容を記録・提出するとともに、活動実績を報告する。
- (4) 学校外での練習、練習試合等は顧問、生徒指導部、管理職と相談し、必要に応じて行う。
- (5) 教職員の業務負担軽減と多様な指導、地域とのつながりをねらい、協力を得ることができる場合は外部指導者を活用する。
- (6) 月毎の練習予定一覧は、学校ホームページに掲載する。

6 経費

- (1) 生徒会活動費より支出する。支出の対象は以下のとおり。

- ア 青森県特別支援学校スポーツ連盟学校負担金
- イ 高体連各種競技大会学校負担金
- ウ 外部指導者謝金
- エ ユニフォーム及びそれに準ずるもの

- (2) 物品等の購入や昼食代、交通費等が必要な場合は、随時保護者より徴収する。

7 その他

- (1) 部活動は原則として青森県障がい者スポーツ大会及び青森県特別支援学校総合スポーツ大会に出場する。その他出場可能な大会、競技会に参加する。
- (2) 活動中に受けた重傷等には日本スポーツ振興センター災害共済を活用する。
- (3) 本校卒業生の練習参加について、本校部活動に所属していた経験があり、本人が参加を希望する場合にはこれを認める。ただし、別紙参加承諾書の内容に了承することを条件とする。